

## II. 施策の展開状況

### 《基本目標 1》保育・教育の充実

#### 第2期策定時の現状と課題

○泰阜保育所の現在の園舎は、昭和 47 年に開所したため施設全体の老朽化を含め、昨今の保育所の需要に十分対応できているとは言い難く令和 2 年度中の建て替えを計画していました。

○小中学校での学習において、全国的に GIGA スクール構想が進んでおり、本村でも ICT 教育を利用しての学習を検討していく必要がありました。

○村・保育所・小学校・中学校それぞれで行っていた支援において、引継ぎや連携を強化し、切れ目のない支援体制を構築していく必要がありました。

○相談する場所が分からない、相談しづらい、情報が得づらい等の声がありました。子育てに関する情報提供を行い、相談窓口を明確化する等、必要な時に相談しやすい環境づくりを行う必要がありました。

○泰阜村では、平成 29 年度に地域とともにある学校を目指して「泰阜コミュニティスクール」が発足しました。それ以前から、泰阜村には、「村のこどもはみんな育てる」という気風があり、保育所・学校等、こどもたちには様々な面で協力をしてくださる方が大勢おり、活動も充実しています。「泰阜コミュニティスクール」が軸となり、皆で村のこどもたちが育つ環境について考えていけることを目指しました。

○泰阜村の中には、こどもたちの成長のために行われている活動や団体が多くあります。村内の団体とも連携し、今、目の前にいるこどもたちにとって必要なものを見極め、必要があれば取捨選択もし、こどもたちの成長にとってより良い活動をしていくことを目指しました。

#### 【施策のための事業】

◆保育園舎の建て替え（築 50 年以上経過し、老朽化した園舎の建て替えをします。）

◆ICT 環境整備（こどもたち一人一人の創造性を育むための教育 ICT 環境の整備をします。）

◆保育所、学校の安全対策（こどもたちが安心・安全に過ごせる環境を整えるため、定期的な安全点検・整備を実施します。）

- ◆通学路等安全点検（こどもたちが安心・安全に過ごせる環境を整えるため、定期的な安全点検・整備を実施します。）
- ◆ニーズに応じた職員配置【専門職の配置等】（必要に応じた連携支援と、ニーズに応じた職員の配置をします。）
- ◆職員研修（こどもたちにとってより良い成長の場となるための、職員研修を実施します。）
- ◆利用者支援事業（こどもや保護者等の身近な場所で、情報提供・相談・助言等を行うと共に関係機関との連絡調整等を実施する事業です。）
- ◆保小連絡会（保育所から小学校へ情報を伝えあい、共有することでこどもたちがスムーズに学校生活を始めることができるようになります。）
- ◆小中連絡会（小学校から中学校へ情報を伝えあい、共有することでこどもたちがスムーズに学校生活を始めることができます。）
- ◆子ども・子育て支援関係者会議（子育てに関わる人達が集まり情報共有することで、切れ目のない支援体制を作っていくための会です。）
- ◆個別支援会議（専門的な支援を必要とする家庭への会議を各機関と連携して行います。）
- ◆泰阜コミュニティスクール（学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校づくり」を目指します。）
- ◆ブックスタート（保護者の方に絵本と楽しむことの重要性を伝えるために、6ヶ月、1歳半、3歳のこども達に絵本をプレゼントしています。）
- ◆キャリアデー（中学生が自分の夢に沿った事業所（村外含む）で、3日間の職場体験をします。）
- ◆ボランティア（生徒会の呼びかけで中学生が村の駅伝大会・阿南学園のお祭り等に参加しています。）
- ◆村政を語る会（社会科の地方自治を学んだ中学3年生が、村長・議会議員・役場職員等の前で、自分達の住む村について質問や提案を語る会です。）
- ◆親子スポーツ教室（小学生を対象とした親子が、年の違うこども達とスポーツを通じて健康で明るい生活を送れることを目指し実施しています。）
- ◆あんじゃね自然学校（NPO法人グリーンウッド自然体験教育センターが、村内の小学生を対象に生まれ育った村の自然や文化、歴史や産業、暮らしの営みをテーマにした体験活動を行っています。）
- ◆あんじゃねっこ（保育所の年長児がNPO法人グリーンウッド自然体験教育センターのスタッフと一緒に唐笠にある「あんじゃねの森」や大峰山、左京側に出かけて、遊びを通じて色々なことに挑戦します。）
- ◆泰阜の暮らしを楽しむ会 “てまひま”  
（「多くの方に泰阜の暮らしの面白さを知ってほしい」と、暮らしの面白さをそのまま体験する企画をしています。）
- ◆かたくり学級（高齢者が心豊かに生き甲斐を持って人生を送れるよう学習する場であり、仲間同士の良い交流の場ともなっています。）

【施策のための連携団体】

◆NPO 法人グリーンウッド自然体験教育センター

(誰もが安心して暮らせる社会を目指して、山村留学施設「暮らしの学校だいたいばっち」等を運営している団体で、村とのかかわりも深く、子ども達の教育に対し様々な面で支援をいただいています。)

◆子育て支援ボランティアグループ “カンガルークラブ”

(村の有志のグループで泰阜の子ども達の健やかな成長を願い、保育園児から中学生までを対象とした読み聞かせ会や、村の民話の再話、イベント時の託児等を行ってくださっています。)

◆満蒙開拓の歴史を伝える会

(泰阜村は戦時中多くの村民を開拓団として満州に送り出した歴史があり、学校でも、帰国された方が語る実体験を通じ歴史や戦争の恐ろしさを学んでいます。)

◆泰阜こども太鼓・やすおか太鼓

(泰阜こども太鼓 (小学生) とやすおか太鼓 (中学生以上) があり、様々な世代の人がみんなで楽しく太鼓を叩いています。)

◆泰阜ベースボールクラブ

(小学1年生～6年生までの男女が入部・活動しており、各大会への参加、合宿も行っています。元楽天の監督・デーブ大久保さんによる野球教室は20回を超えました。)

◆泰阜 Jr. ソフトテニスクラブ (経験者が主体となって、年齢・経験問わず誰もがソフトテニスに触れることができる場を提供しています。)

◆こども育成会

(地域の人が親となり、先生となりこども達が地元に誇りや愛着を持てるよう地域の文化を伝えながら地域全体で子育てを応援しています。)

【施策の状況】

◎保育所園舎の建て替えを行ったことにより、定員の増加、老朽化への対応、旧園舎の課題であった「未満児保育への対応」「長時間保育への対応」「より衛生的で安全な給食の提供」を実現しました。また、保育の ICT 化にも積極的に取り組み、より安心して預けてもらえる環境をととのえ

ました。

◎小中学校のICT環境整備や安全対策を行いました。

◎こどもたちの実態に即し、職員を配置するとともに、職員研修を行う等、保育・教育の充実をはかりました。

◎村内の0～18歳のこども・子育て中の方（妊娠中の方を含む）を対象にした相談窓口を設置しました。子育て広場や保育所・小学校・中学校等とも連携し、相談しやすい環境づくりをしました。

◎役場保健師が中学生に向けて、SOSの出し方教室を行いました。学校以外に、役場、その他にも相談できる場所があることを伝えました。

◎村内の各機関が連携し、切れ目のない支援体制を目指しました。必要に応じて、合同での個別支援会議等も行い、どの子も新しい環境での生活をスムーズに始めることができるように支援しました。

◎令和2年9月に「子ども・子育て総合支援センターにじいろ」を開設。保健師が福祉課と教育委員会を兼務することで庁内での情報連携や、情報の発信元の担当課を統一することで相談窓口の明確化等を行うことができました。

◎「泰阜コミュニティスクール」が軸となり、こどもたちが育つ環境について、家庭、学校、地域が共に考え、力を合わせてより良い環境をつくりました。

◎泰阜村の中にある様々な団体や活動、他事業とも連携し、こどもたちを心身に育てる活動を推進しました。

## 《基本目標2》子育て支援の充実

### 第2期策定時の現状と課題

- 泰阜村の女性の労働力率は、母親世代、祖母世代共に高く、保護者の就労形態に合わせて、保育ニーズが多様化している現状がうかがえました。
- Iターン家庭や母子・父子家庭、多子・多胎児家庭等の増加により、子育て支援や必要に応じた相談・助言等の必要性も高まっている現状がうかがえました。

### 【施策のための事業】

#### ◆利用者支援事業（再掲）

- ◆地域子育て支援拠点事業 “ 子育て広場” “わんぱくクラブ”  
(子育て中の親子の交流の場を提供すると共に、子育てについての相談・情報の提供・助言・その他の援助を行う事業です。)
- ◆子育て短期支援事業 “ショートステイ” “トワイライトステイ”  
(児童養護施設等で、保護者の疾病や育児・仕事疲れ等の理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難な場合等に、養育・保護を行う事業です。利用料の一部は村で負担しています。)
- ◆ファミリー・サポート・センター事業  
(依頼会員（子育ての応援をしてほしい人）と提供会員（子育ての応援をしたい人）が会員となって、子育てを地域で相互援助するお手伝いをする組織です。泰阜村では、子育て家庭を応援するため報酬への助成も行っています。)
- ◆一時預かり事業（保育所に入所していない乳幼児で、家庭において保育を受けることが困難となった場合に一時的に預かり・保育する事業です。)
- ◆延長保育事業 “早期・長時間保育”（保育所に通うこどもで、通常保育時間の前後や利用日以外に保育所にて保育を実施する事業です。)
- ◆病児保育事業  
(病気又は病氣回復期にあるこどもを、病院等に付設された専用スペースにおいて、看護師・保育士等が一時的に保育する事業です。健和会病院2階にて行われます。)
- ◆放課後児童健全育成事業 “放課後児童クラブ「いってきました」”  
(小学校に就学しており、保護者が労働等により家庭にいない児童に対し、授業終了後に適切な遊び・生活の場を与えて健全な育成を図る事業です。令和元年度より、北地区の利用者の送迎を泰阜村役場まで行っています。)
- ◆長期休み学童保育（春・夏・冬の長期休みに教育委員会が主催で学童保育を実施しています。)

#### 【施策のための事業・母子関係】

- ◆母子手帳の交付（母子健康手帳交付の機会を通じて、妊婦等の不安の解消や情報提供を行います。)
- ◆妊婦健康診査

(妊婦の健康の保持及び推進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施すると共に、妊婦期間中の適時に必要に応じた健康診査を実施します。)

◆母親（両親）学級 “すくすく”

(妊婦の方が安心して出産の日を迎えらえるよう、妊娠・出産・子育てに関する知識や情報を提供すると共に、子育ての仲間づくりの場となることを目的とする事業です。)

◆妊産婦訪問（保健師・助産師等が家庭訪問することで、発育・栄養・生活環境・疾病予防等、不安や相談について助言する事業です。)

◆養育支援訪問事業（養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行い適切な養育が行えるよう支援する事業です。)

◆産後ケア事業（産後12ヶ月未満の母親で、産後の体の回復や育児に不安を持つ家庭へ専門的な支援を行う事業です。)

◆乳児家庭全戸訪問（生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。)

◆乳幼児育児相談（乳幼児期の発育発達等について専門的な支援を行います。)

◆授乳・離乳食相談（授乳や離乳食に悩む5～11か月のお子さんをお持ちの方を対象に専門的な支援を行います。)

◆不妊・不育症相談（不妊・不育症に関する総合的な情報提供・相談を実施します。)

◆乳幼児健康検査（1ヶ月、4ヶ月、10ヶ月児を対象に、身体的疾患や精神、運動、発達等のスクリーニングを実施します。)

◆1歳6か月児・3歳児健康検査（身体的疾患や精神運動発達等のスクリーニング、歯科検診・指導を実施します。)

◆保育所・小中学校での検診、検査等

(年2回の歯科検診・歯科指導等に加え、疾病早期発見のための各種検査等の実施、小学5・6年生・中学生は、生活習慣病予防の血液検査の実施を行っています。)

◆定期予防接種【A類】（予防接種法に基づき、感染症予防のための定期予防接種を実施します。)

【施策のための事業・経済関係】

◆未熟児養育医療給付（発達が未熟なまま生まれた乳児の入院医療費及び入院時食事療育費の自己負担が軽減されます。)

◆子宝サポート事業 “不妊治療費助成事業”

(不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、県の助成事業に準じて治療費の一部を助成します。)

◆妊産婦等検診等定期予防接種費用償還払い(里帰り出産等で県外で妊産婦検診や乳児検診で受けた定期予防接種費用を償還払いします。)

◆任意予防接種費用の助成(こどものインフルエンザ任意予防接種(6ヶ月～15歳)の費用の一部を助成します。)

◆福祉医療費給付制度

(こどもが医療機関にかかった際の医療費を、村が直接病院・薬局に支払います。対象年齢は18歳到達の年度末まで、1診療あたり300円は自己負担となります。)

◆病児保育事業の助成(病児保育事業の利用料の一部を村が負担します。)

◆産後ケア事業の助成(産後ケア事業の利用料の内、9割相当額を村が負担します。)

◆授乳・育児相談所政権の交付(産後～1歳6か月以内の契約助産院での相談の助成券を交付します。)

◆新生児聴覚検査費用の助成(新生児期に検査した聴覚検査費用を助成します。)

◆児童手当(支給対象の児童を養育している人に対してこどもの健やかな成長に資することを目的とし支給される手当です。)

◆ながの子育て家庭優待パスポート(長野県と市町村が協働し、店舗等の協賛を得て子育て家庭に対する支援等を行っています。)

◆出産祝金【泰阜村ひとねる条例】(第1子10万円、第2子20万円、第3子以降50万円を祝金として支給します。)

◆学校給食費補助【泰阜村の独自サービス】小中学校の給食費1/2相当を村が負担します。)

◆通学定期助成金【泰阜村ひとねる条例】電車通学する高校生の子のある世帯に、購入額の50%を助成します。)

◆奨学金制度【泰阜村の独自サービス】奨学金受給希望者へ金融機関を斡旋し、発生する利子を助成します。)

◆保育料の軽減【泰阜村の独自サービス】未満児の保育料を8階層に分け、国基準から大幅に軽減しています。)

◆チャイルドシート購入補助金(購入価格に対して、1人につき2回までを、1台につき1万円を限度として交付します。)

◆村営住宅家賃助成金【泰阜村ひとねる条例】(入居者で中学生以下の子がある世帯の使用料を月額20%相当額減免します。)

◆住宅道路整備助成金【泰阜村ひとねる条例】

(高校生以下の子がある世帯に対し、整備費用を助成します。※緊急車両対策道路改良事業補助金として交付決定された事業に限り、90%以内。)

◆住宅新築改築補助金【泰阜村ひとねる条例】

(45 歳以下または、本人と配偶者及び 15 歳未満の子が村内に居住している方を対象に、工事が 1 千万円以上の場合に 80 万円助成します。)

◆持家助成金【泰阜村ひとねる条例】

(45 歳以下または、本人と配偶者及び 15 歳未満の子が村内に居住している方を対象に、新築し固定資産税軽減措置終了後 3 年間、1 / 2 相当額を支給します。)

◆住宅用地取得補助金【泰阜村ひとねる条例】(45 歳以下または、本人と配偶者及び 15 歳未満の子が村内に居住している方を対象に、150 m<sup>2</sup>以上取得した場合、取得価格の 50%以内を限度額 100 万円として支給します。)

◆児童扶養手当 (ひとり親家庭などの生活の安定と自立促進に寄与し、こどもの福祉の増進を図ることを目的として支給されます。)

◆就学援助 (小中学校に在籍する児童の保護者に対し、学校で必要な経費を支給しています。)

◆特別児童扶養手当 (政令で定める程度以上の障がいを持つこどもを養育している人が受け取れる手当です。)

◆障害児福祉手当 (日常生活において、常時介護を必要とする重度心身障がい者 (児) の方の負担を軽減することを目的とした手当です。)

◆育成医療 (身体障がいを軽くするための医療に係る費用を軽減する制度です。)

◆特別支援教育就学奨励費 (泰阜小中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために支給されます。)

【施策の状況】

◎令和 2 年度に、保護者の多様な子育て支援へのニーズに寄り添い、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うための拠点となるよう開設した「子ども・子育て総合支援センター (にじいろ)」は、①利用者支援事業の拠点、②子育て世代包括支援センター、③こども家庭総合支援拠点事業の 3 つの機能を兼ね備えたものとなりました。また、地域子育て支援拠点 (子育て広場) のすぐ近くに設置することで、利用者が利用しやすい環境をつくりました。

◎こどもを育てる保護者が、安心して楽しく喜びを感じながら子育てできるよう、様々な機関と連携しながら子育て支援の充実を図りました。

◎保護者の就労形態等の多様化に対応できるよう、延長保育事業 (早朝・長時間保育) や放課後児童健全育成事業等の事業を継続し、保育サービスの充実を図りました。



- ◎地域子育て支援拠点事業においては、3歳未満児の保育所入所増加に伴い年によって大きく利用者数の変動がありましたが、季節に合った活動や行事、子育てに関する講座等利用する方々の希望を聞き実施することができました。
- ◎妊産婦訪問や乳児家庭全戸訪問事業などを通じ、こどもと保護者の健康を増進するために継続的な取り組みを推進しました。
- ◎こどもの成長段階に応じて、各種健康診査や予防接種を実施しました。
- ◎子育て家庭が経済的にも安心して子育てができるよう、様々な助成を行いました。令和5年度より出産・子育て応援事業を開始、令和4年度出産された方に遡及し実施しました。妊娠中と出産後にそれぞれ5万円の給付、保健師との面談により、必要とされる支援につなげました。
- ◎子ども・子育て関連の情報発信の充実のために、「子ども・子育てホームページの開設」「パンフレットの作成」等を行い、必要な情報がすべての子育て家庭に届きやすいようにしました。
- ◎親同士のつながりや地域内での相互援助等を活性化し、村全体で子育てをすすめる村を目指しました。
- ◎子育てに関する情報提供をすすめるとともに、子ども・子育て相談窓口を設置する等、相談しやすい環境をつくり、村内の保育所・学校や、村内外の関係機関と連携し、必要に応じて橋渡しをしました。

### 《基本目標3》専門的な支援の充実

#### 第2期策定時の現状と課題

- 前回アンケート結果によると、子育てを「楽しいとつらいが同じくらい」という方が22%、「つらい方が多い」方が2%、子育てについて「気軽に相談できる人がいない」方が11%いました。泰阜村には子ども・子育て専用の相談窓口がありませんでした。相談をしやすい相談窓口をつくる等、悩みを持つ人が頼りやすい身近な人・場所をつくり、相談体制を強化していく必要があります。
- 保育所・小学校・中学校、こども家庭支援センター、こども発達センター、児童相談所等の関係機関との連携を密に行い、地域社会全体で児童虐待やいじめ、不登校、引きこもり等について早期発見・事前対応が可能な支援体制の強化を行う必要があります。
- 障がい児やその保護者は、障がいのないこどもとは違った困難に直面する場合が多く、その支援は専門性を要するものとなります。1人1人に必要な支援が行えるよう、関係機関との連携を強化し、早期発見から早期支援、就学支援まで、切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。

した。

【施策のための事業】

◆虐待・自殺防止対策の推進及びケース対応 【要保護児童対策地域協議会】

(代表者会議・実務者会議を年1回程度、その他、各事例に応じ個別ケース検討会議を行いながら関係機関と連携し、早期発見・対応に努めます。)

◆利用者支援事業 (再掲)

◆子育て短期支援事業【ショートステイ・トワイライトステイ】(再掲)

◆副学籍制度による交流の推進

(「地域のこどもは地域で育てる」という願いを実現するため、特別支援学校で学ぶ子が泰阜村の学校に副次的な籍を持ち、交流及び共同学習が行える制度です。泰阜村では、H30年度から本制度を導入しています。)

◆専門機関との連携 (こども発達センター、こども家庭支援センター、ことばの教室、LD等通級指導教室等と連携し必要に応じた支援につなげます。)

◆ニーズに応じた職員配置【専門職の配置等】(再掲)

◆職員研修 (再掲)

【施策の状況】

◎要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携を強化し、適切な支援につながるよう体制の充実を図りました。

◎子育てに悩んだ時等に頼れる相談窓口を設置し、必要に応じた支援につなげました。

◎障がいのあるこどもの健全育成のため、関係機関との連携を図り、こども及びその家族に対して、必要な支援を提供すると共にニーズに応じた職員配置や職員研修を行い、支援体制の充実を図りました。